


## 高畠町倒壊家屋等除却事業補助金

補助内容	<p><b>倒壊家屋等の“廃材”や“がれき”等の撤去費用を助成します。</b></p> <p>※倒壊家屋等とは、倒壊した家屋(家屋に附属する建物等を含む)をいう。</p>
補助対象倒壊家屋等	<ol style="list-style-type: none"><li>① 個人が所有するものであること。</li><li>② 外観による判定において損壊割合が70%以上であること。</li><li>③ 公共事業等の補償対象になっていないこと。</li></ol>
補助対象者	倒壊家屋等が存する自治会等
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"><li>① 重機等借上料</li><li>② 廃材運搬費及び処分料</li><li>③ 業者等に請負わせる場合の工事・委託費</li><li>④ 町長が必要と認める経費</li></ol> <p>※同一敷地内において、景観を損なっている状態の立木の処分も、倒壊家屋の除却工事と同時に行う場合は含めることができます。</p>
補助金額	<p><b>事業に要する費用の10分の9</b> <b>上限50万円</b>(1,000円未満切捨)</p> 

お問い合わせ：山形県高畠町建設課 建築住宅係

☎0238-52-4481

# 高畠町倒壊家屋等除却事業補助金

《通常 確認事項・手順表》

事前確認	補助内容等	▶別紙『交付規程』⇒「第1条」、「第2条」
	対象家屋	▶別紙『交付規程』⇒「第3条」
	補助対象者	▶別紙『交付規程』⇒「第4条」
	補助対象経費	▶別紙『交付規程』⇒「第5条」
	補助金額	▶別紙『交付規程』⇒「第6条」
申請者	交付申請	▶別紙『交付規程』⇒「第7条」  ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 交付申請書【様式第1号】 <input type="checkbox"/> 事業計画書【様式第2号】 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の見積(内訳)書の写し <input type="checkbox"/> 対象倒壊家屋の位置図 ※住宅地図可 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(未登記の場合は土地家屋名寄帳) <input type="checkbox"/> 工事前の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさで、施工箇所につき2方向以上撮影 <input type="checkbox"/> 個人情報の取得に関する承諾書 <input type="checkbox"/> 各同意書(第7条-6号、第7条-7号、第7条-8号)
	町 交付決定	▶別紙『交付規程』⇒「第8条」  ◎申請書等審査、書類確認、現地調査後、「交付決定通知書」にて申請者へ通知。  ※交付決定通知の到着後に、補助対象工事を開始してください。 ※申請内容に変更等がある場合は、お早めにご連絡ください。※規程第10条
申請者	実績報告	▶別紙『交付規程』⇒「第11条」  ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 実績報告書【様式第6号】 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の請求書及び領収書等の写し <input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する処分証明書類 ※廃棄物マニフェスト等 <input type="checkbox"/> 工事中・完了後の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさで、各施工箇所につき2方向以上、工事前と同方向で撮影
町	補助金の確定	▶別紙『交付規程』⇒「第12条」  ◎報告書等審査、書類確認、現地調査後、「交付確定通知書」にて申請者へ通知。
申請者	交付請求	▶別紙『交付規程』⇒「第13条」  ◎上記交付確定後、「交付請求書【様式第8号】」に必要書類を添付し提出。
町	助成金の振込	▶上記の交付請求書提出後、振込み手続き開始。約10日～14日以内に振込み。